

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等の処遇改善について

平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと
- ・ 賃金以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること
 - * 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。
 - * 詳細については、介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）をご確認ください。

博愛仁志会における取組の見える化

「見える化」とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事が想定されています。

* 詳細については、介護サービス情報公表システムをご確認ください。

1.事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業が処遇改善（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算(以下、特定加算)を取得しています。

	事業所名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
真寿	よってけ亭（小規模多機能型居宅介護事業所）	加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）
	グループホーム たきや	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
	こもれび亭（小規模多機能型居宅介護事業所）	加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）
	特別養護老人ホーム 真寿苑	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
	ショートステイ 真寿	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
汐彩	介護老人保健施設 汐彩の郷	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
	デイケア 汐彩	加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）
	デイサービス 汐彩	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
	ショートステイ 汐彩	加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）

2.賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○入職促進に向けた取組

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

- ・5S活動（業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

○やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施